

進路だより



富岡特別支援学校
移行支援部 No.2
令和5年6月30日

OPTA 進路研修会（6月14日実施）

NPO 法人「成年後見センター群馬」理事長の細井靖子様から、「成年後見制度の実際」と題して講演をいただきました。「成年後見制度」は、「障害基礎年金」や「グループホーム」とともに、将来の親亡きあとの本人の支えとなるものの一つです。

細井様から、この制度は複雑で難解な部分もありますが、使う使わないは別にして、こういった制度があるということ知っておくことが、将来の備えにもつながりますとお話がありました。

細井様からのお話の要約と、参加いただいた保護者の方の感想の一部を紹介します。

《2つの制度》

法定後見制度・・・判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が成年後見人を選び、本人をサポートする仕組み

※判断能力に応じて「後見（重度）」「保佐（中度）」「補助（軽度）」の3種類ある。

任意後見制度・・・将来に備えて、あらかじめ後見人とやってほしいことを決めておき、もしものときに本人をサポートする仕組み

《メリット》

- ・お金の管理や預貯金の出し入れ、電気・水道・ガスなどの契約を本人に代わって行ってもらえることができる（代理権）
- ・本人の利益を守るために、本人がした契約を取り消すことができる（取消権）

※任意後見制度だとこの権利がない

後見人が法的な手続きや財産管理を担当することで、被後見人（本人）の利益や権利が守られます。



《デメリット》

- ・いったん利用を始めたら、死ぬまでほぼやめられない
- ・家庭裁判所が決めた後見人に不満があっても、交代させることができない
- ・毎月報酬（本人の資産に応じた金額）を払い続けなくてはならない

※家族を後見人に指名しても認められないことがある

今後、制度の不便な点が改善される可能性はある。

《保護者の感想》

- ・親が先に亡くなり子どもが1人残ってしまったときに本人が金銭管理等で苦労しないで安心して暮らせるようになるなら良い制度だと思いました。
- ・親亡き後のことを考えると、親が元気なうちに子どもたちのためにできることがたくさんあることが分かりました。
- ・成人（18歳）したら、本人名義の定期預金口座から親が引き出せない（解約できない）ということを知ってびっくりしました。

